

Proposal 1 - Add Bylaw 15.2.2.5 (Eligibility for BC Elections)

Bylaw 15.2.2.5 (BC 州選挙への参加資格) の追加

理由： 理由： Bylaws 114.2 の変更により、同規則におけるブリード委員会に関する不適切な言及が削除されたことを受け、理事会はルール委員会に対し、ブリード委員会候補者に関する細則に、最低 2 年の会員資格に関する同等の言及を挿入するよう指示した。

賛成意見 - 理事候補者の会員資格と同じものが、すべての Breed 委員会候補者にも適用されることを明確にする。

同意： - 特になし

Bylaw 15.2.2.5 を追加する：

15.2.2.5 品種／猫種グループ委員会の選出資格。品種／猫種グループ委員会の選出候補者は、以下の選出要件を満たしていることを証明する書類を提出しなければならない：.

TICA の選挙で投票するための資格要件を満たしていること（付則 113.1 参照）。

15.2.2.2) ブリード／ブリード・グループ・セクションの会員資格を満たしていること（付則 14.1 参照）

15.2.2.3 該当期間の 3 年分の TICA 会費を納入していること

15.2.2.4 TICA 登録キャッテリーを持っていること(HHP 品種委員会を除く)。15.2.2.4.1 該当する品種を最低 2 回繁殖し、TICA に登録していること（HHP 品種委員会を除く）。

15.2.2.5 選挙月の直前 2 年間、連続して優良会員であったこと。品種／品種グループ部会の会員が選挙月の直前 2 年間に 1 人もいない場合、2 年間の会員資格要件は適用されないものとする。

Proposal 2 - Amend Bylaw 118.2 (Breed Section Polls)

Bylaw 118.2 (品種部門投票) の改正

理由： Spring 2024 Meeting, 議事録において、理事会は事務局に対し、「品種部門の投票は、登録ルールではなく TICA 付則に定められた投票手続きに従う必要がある」と指示した。これは投票者の資格について言及している。将来的に曖昧さが生じないように、関連する Bylaw を修正する。

賛成意見 - 英語を母国語としない人々にとって混乱を招きかねないラテン語の用語（「bona fide」）を削除。

懸念事項 - 新しい品種部会会員は、品種部会会員となってから最初の 6 ヶ月間は、いかなる投票にも投票できなくなる。

Bylaw 118.2 を改正する：

118.2 既存のスタンダードの改正。公認猫種に対する色彩の追加もしくは削除、または新しいスタンダードの採択を含むがこれに限定されないスタンダードの改正案は、変更が検討される理事会会合の 120 日前に、品種委員長が遺伝学委員会および規則委員会に提出するものとする。遺伝学委員会およびルール委員会は、提案を受け取ってから 15 日以内に決定を下すものとする。遺伝学委員会および規則委員会の承認後、事務局は、変更が検討される理事会の 100 日前までに、品種／品種グループ部会の投票権を有する全会員に投票用紙を発行するものとする。

投票資格のある会員は、付則 113.1 の要件を満たし、さらに、投票が発行される月の初日から遡って 6 ヶ月間、品種／猫種グループ部門の会員でなければならない。投票の集計は、理事会により任命された職員、または電子投票を行う業者が行う。

Proposal 3 - Amend Bylaws 122.2.1 and 122.2.2 (Complaints)

Bylaws 122.2.1 および 122.2.2 (不服申し立て) を改正する

理由：理事会は 2021 年の年次総会において、理事会の決定が提訴者に有利なものであった場合、提訴料は返金されるべきであることに同意した（常任規定 1022.2.1.6）。

この変更

(a) 本細則を常設規則と整合させる。

(b) 猫福祉委員会に対する苦情を一般的な苦情の項（122.2.1）に移動する。

賛成意見 - 猫福祉委員会に対する苦情を正しいカテゴリーに割り当てる。

反対： - めったに発生しない、ショーからのネコ福祉委員会への苦情に対処していない。

Bylaw 122.2.1 および 122.2.2 を改正する

122.2.1 苦情。苦情を申し立てる当事者は、本細則の常任規則に定められた公式書式で苦情を提出しなければならない。提訴者は、提訴者が違反したと主張する具体的な付則、興行規則、登録規則、またはその他の規則を記載し、提訴を裏付けると主張するすべての文書およびその他の証拠を添付しなければならない。いかなる苦情も、申し立てられた事件が発生してから 180 日以内に事務局に提出し、常設規定に定める提出手数料を添付しなければならない。提出手数料は、猫福祉常任委員会が虐待プロトコルにおいて提出した抗議には適用されない。

122.2.2 ショーに対する抗議／苦情。ショーに関連して生じた不正行為又は本協会の規則違反を問う苦情／異議申立ては、ショー終了後 10 営業日以内に、証拠書類及び常任規則に定める申立手数料を添えて書面で提出しなければならない。苦情のコピーは、ショー委員会にも送付されるものとする。理事会は、本条に従って提起された苦情を、回答当事者に回答する十分な時間があることを条件に、次に予定されている理事会で審議す

Proposal 4 - Amend Show Rule 21.73 (Congress Judging Formats)

Show Rule 21.73 (Congress Judge フォーマット) の改正

理由：現在記述されている規則は混乱しやすく、理解しにくい。

本修正案は、ブリード／マルチブリード Congresss において許容される審査形式を明確にするものである。

賛成： - 新しい規則は読みやすく、明確であり、現在の慣行に合致している。

反対： - 通常のリングと Congress を 2 つの Congress に置き換えるという、あまり使われていないオプションが削除される。

Show Rule 21.73 を改正する：

21.73. ブリード／マルチ・ブリード・コングレス形式 - ブリード／マルチ・ブリード・コングレスに参加する キャットを除く 25 頭のキャットが出席した場合、クラブは以下の審査オプションのいずれかを選択することができる：

21.73.1 リング・ジャッジは、1つのクラスの全エントリーを審査し、さらに、ブリード／マルチブリード・コングレスのために選ばれたエントリーも、ショー中の別の時間に審査する。

21.73.2 リング・ジャッジは1つのクラスの全エントリーを審査する。別の審査員がコングレス・エントリーのみを審査する。21.73.13 単一毛長の猫種（長毛種または短毛種）を含む Congress は、スペシャリティ・リングとして審査する。両方の毛の長さの猫種（すなわち、長毛種と短毛種）を含む Congress は、オールブリード・リングとして審査される

Proposal 5 - Amend Show Rule 26.1 and Standing Rule 209.1.1.6.1(Caging) Show Rule 26.1 および Standing Rule 209.1.1.6.1(ケージリング)の改正

理由 時間の経過とともに、多くの出陳者が持ち運び可能なケージを持参するようになったため、ほとんどのショーはベンチのためのスペースを提供するだけに移行した。しかし、ベンチスペースに何匹の子猫／猫を入れることができるかを定義する必要性はまだあります。これらの変更は、今日の慣行に合わせて規則を更新し、出陳者がどの TICA のショーでも使用されるベンチのサイズを確実に認識できるようにするものです。

賛成： - 提案されている変更は現在の慣習を反映している。

反対点 - 子猫 2 匹または猫 1 匹」に必要な最小サイズが定義されていない。

Show Rule 26.1 を改正する：

26.1 ショー・マネージメントは、全てのエントリーに対してベンチケージの位置を指定するオプションを有するものとする。このオプションが行使された場合、出陳者の全エントリーは一緒にベンチに入れられるものとする。

26.1.1 管理者の許可なくベンチの配置を変更してはならない。26.1.2 子猫 2 頭または猫 1 頭以上のベンチは、ショー参加または展示のみのいずれに出陳する場合でも、1つのケージスペースに入れることはできない。

上記の改正が可決された場合、Standing Rule 209.1.1.6.1 も改正する：

209.1.1.6.1 ショーのチラシには、以下の情報を記載しなければならない： ベンチ・ケージのサイズ ベンチ・スペースまたはケージの寸法（任意） レンタル・ケージの寸法

ケージカバー が必要

グルーミングスペースの寸法

[簡潔にするため、規則の残りは除外する。]

発効日に関する Rules Chair の注釈：

この変更は、審査リングの外でのベンチの配置に関するものであるため、この提案の発効はショー・イヤーの開始を待つ必要はない。

Proposal 6 - Amend Show Rule 29.3.4 (Scoring for substitute judges)

Show Rule 29.3.4 (代理ジャッジの採点) を改正する。

理由： Show Rule 29.3.4.1 は、代理ジャッジがリングにいる場合のタイトルポイントの与え方を規定しようとするものであるが、これは混乱を招くものである。期待と実践はしばしば矛盾する。加えて、グランド・タイトルの資格に関する古い言及があり、削除する必要がある。

PROs： 以前契約していたジャッジの代わりに別のジャッジが入った場合、タイトル・ポイントは最初に契約し、公告されていたジャッジが獲得したものとして授与されることが明確に記載されている。

反対意見 - 最初に契約し、公告されたジャッジが審査を行わなかった場合、代理のジャッジが「異なるジャッジ」の下でポイントを受け取るという条件を満たす可能性を排除する。

Show Rule 29.3.4 を改正する：

29.3.4 契約した審査員が不在の場合、ショーコミッティは代理のジャッジを任命することができる。このような場合、出陳者は自分のエントリーを競技に参加させることを拒否することはできるが、この理由で会場から撤去することはできない。そのエントリーは単にそのリングを欠場した「取り下げ」であり、ジャッジブックにはその旨が記載される。

29.3.4.1 公告されたジャッジが審判を行えない場合、代理ジャッジのもとで行われた勝利は、当初契約していたジャッジのもとで行われたものとみなされる。

Proposal 7 - Amend 212.3 (Restore final awards to 2015 status)

ファイナル・アワードを 2015 年の状態に戻す

理由： 2016 年、AB アルター・クラスのファイナル・アワードの数は、カウント 25 以下でも 0 に変更された。ショーへのエントリーを増やすことを意図したものだが、実際にそうなったという決定的な証拠はない。

キトン・クラスとチャンピオンシップ・クラスの一部の出陳者は、彼らのクラスで認められているファイナルの数がより制限されているのに比べ、これが不公平なアドバンテージであると受け止めている。アルタークラスの数が伝統的に少ない地域では、この変更は不満を引き起こしている。アルターは競争の要素を持つのではなく、十分な数のショーに参加するだけでタイトルを獲得できる。

2016 年以前、TICA の大きな魅力のひとつは、ファイナルを授与する際にすべてのクラスが平等に扱われ、ファイナルを獲得するためには他の猫と競争しなければならないことだった。この提案はそのバランスを取り戻すものである。

長所 - 全ての血統書のファイナルにおける賞の数を一定にする - アルターの出陳者が他の血統書のクラスの出陳者より有利であると思われる点を取り除き、ファイナルを授与できる数についての混乱を避ける。 - アルターの数が少ない地域では、審査に参加するだけでファイナルを獲得できるのとは対照的に、小さなクラスでファイナルを獲得するための競争が行われる。

懸念： - AB Alter クラスの規模が小さい場合、与えられる決勝の数は少なくなる。

競技会規程第 212.3 項を改正する

212.3.1 ハウスホールドペット・アダルトクラス、ハウスホールドペット・キトンクラス、ABアルタークラス。これらのクラスのファイナルでは、出席し出場した猫の数により、以下の順位が与えられる：

Number of Cats	Number of Final Places
Fewer than 10 10 未満 出場する猫の数と同じ	Equal to Number of cats competing
10 or More	10

212.3.2 その他のクラス。これらのクラスのファイナルには、参加し出場した猫の数により以下の順位が与えられる：

Number of Cats	Number of Final Places
Fewer than 5	Equal to number of cats competing
5-20	5
21	6
22	7
23	8
24	9
25 or more	10

Proposal 8 - Amend Show Rule 212.3 (Number of Finals)

Show Rule 212.3 項（ファイナルの数）を改正する。

理由：2016年、ABアルター・クラスのファイナル・アワードの数は、カウント25以下でも10に変更された。ショーへのエントリーを増やすことを意図したものだが、実際にそうなったという決定的な証拠はない。キトン・クラスとチャンピオンシップ・クラスの一部の出陳者は、彼らのクラスで認められているファイナルの数がより制限されているのに比べ、これが不公平なアドバンテージであると認識している。本提案では、アルター、キトン、チャンピオンシップクラスのABファイナルで認められるファイナル進出枠の数を統一する。加えて、ABファイナルでは、ジャッジがファイナル入賞に値しないと判断した場合、ジャッジの裁量でファイナル入賞を10位未満とすることができる。

長所 - すべての血統書付ABファイナルでの受賞数を統一することで、アルター出陳者にとっての利点をなくす。

短所 - ABファイナルとSPファイナルという事実上2段階のファイナル授与システムを作ることになり、血統クラスの平等な扱いというTICAの全体的な理念とは相反するよう思われる。

- より多くのクラスがSPファイナルよりもABファイナルを獲得しやすくなり、TICAのタイトルの価値が下がる可能性がある。
- 異なるジャッジが同じカウントで異なるファイナル数を与えられることは、出陳者を混乱させる可能性がある。また、マスターカタログに誤りが生じる可能性も高まります。

- AB ファイナルと SP ファイナルの授与方法の違いも混乱を招くかもしれない。
- ジャッジは、ルールがある程度の余裕を与えているにもかかわらず、常に可能な限り高いファイナル数を与えなければならないというプレッシャーを感じるかもしれない。

Show Rule 212.3 項を改正する：

212.3 ファイナル順位決定数

212.3.1 ハウスホールドペット・アダルトクラス、ハウスホールドペット・キトンクラス、AB アルタークラス、AB キトンクラス、AB チャンピオンシップクラス。

ジャッジの判断により、これらのクラスのファイナルでは、出席し競技している猫の数に応じて、以下の順位が与えられることがある

Number of Cats	Number of Final Places
Fewer than 10	Equal to Number of cats competing
5-20	5
21	6
22	7
23	8
24	9
25 or more	10

Proposal 9 - Amend Show Rule 217.6.2 (HHP Divisions)

Show Rule 217.6.2 (HHP 部門)

理由：HHP クラスの部門数が 32 に変更されてから 10 年以上が経過した。したがって、Show Rule 217.6.2 にある「家庭用ペット divisions」という用語はもはや必要ない。

賛成： - 古い家庭用ペット部門への古い言及を削除する。

反対 - 不要な変更

Show Rule 217.6.2 を改正する：

217.6.2、各審査員は、216.7 に規定されている場合を除き、D 部門のベスト、セコンド、サード・ベストを選出し入賞させなければならない。選出結果はジャッジブックに記録される。

Proposal 10 - Amend Show Rule 217.8 and Standing Rule 209.1.1.4.2 (Exhibitor List distribution)

Show Rule 217.8 および Standing Rule 209.1.1.4.2 (出陳者リストの配布) を改正する。

理由：出陳者と電子メールで簡単に連絡を取ることができるようになった現在、また多くの国の現行の個人情報保護法を遵守するために、ジャッジと JA が出展者のアドレスを受け取る理由はない。

加えて、ジャッジが出陳者のアドレスを持つことはないため、ショー終了後に受賞の誤りについて出陳者に通知することは、EO が行うべきである。

PRO - これらの規則は、TICA のショーが開催される多くの国の個人情報保護法に沿ったものである。

反対点 - ショーの後にエラーが発見された場合、EO に新たな作業が発生する。

ショールール 217.8 の改正

217.8 賞を授与する際に明らかな誤りがあり、その誤りが表彰記録後またはショー終了後まで発見されず、ジャッジブックから正しい受賞者を決定できた場合、その賞は正しいエントリーに授与されるものとする。正しい勝者が決定できない場合、その賞は空位のままとする。ジャッジは、必要な訂正を行い、誤りの発見後 10 日以内にショー・マネージメントおよび事務局に通知する責任を負う。その後、事務局は当該猫の所有者に通知する。

Standing Rule 209.1.1.4.2 を改正する：

209.1.1.4.2 出陳者リスト。住所が記載された完全な出品者リストは、マークド・カタログと共にリージョナル・ディレクター、ジャッジング・アドミニストレーター、ジャッジおよび事務局に送付されなければならない。

注：いずれの変更も猫の展示方法には影響しないので、変更は承認されれば直ちに発効することができる。

[Proposal 11 - Add Registration Rule 33.1.2.3 \(Review of Experimental Breeds with Structural Mutation\)](#)

Registration Rule 33.1.2.3 (構造的変異を持つ実験品種の審査) の追加

理由：2014 年の投票後に導入された Registration Rule 33.2.1 (「既存の 2 つの国内品種間の意図的な交配から開発された品種であり、両方の親品種の特徴を新品種に組み込んだもの。品種特性として構造変異を持つ品種を原種として使用してはならない」)。このような間種の審査は、2021 年の投票後に導入された規則により、2026 年に予定されている。

ヨーロッパにおける現在の法律と、TICA の世界の他の場所における法律の可能性を考慮すると、これらの実験的な品種の追跡を早期に停止することは、スフィンクスやアメリカンカールのような単一の構造変異を持つ血統書付きの品種の将来を守る上で有益です。

利点 - TICA は、既存の登録規則のもとでは進展しない実験的な品種の追跡を積極的に中止することができます。

短所： - 罹患した実験品種に携わる人々が、新品種の開発継続を支援するための科学的な調査やその他の文書作成に利用できる時間が短縮される可能性がある。

登録規則 33.1.2.3 を追加する：

33.1.2 試験的な新品種は、申請日から 5 年間追跡されるものとする。この最初の期間は、理事会の承認により延長することができる。その時点で、その実験的な新種が登録のみのステータスに進んでいない場合、その新種は追跡されなくなり、5 年間再申請することはできない。この期間中、類似の名称および繁殖プログラムを持つ実験的な新種は TICA 事務局により受理されないものとする。

33.1.2.1 各 5 年間の実験新種としての期間は、理事会の投票によりさらに 5 年間延長することができる。各延長申請書は、提案された延長の正当な理由を記載し、予定された TICA 理事会の少な

くとも 90 日前までに、ルール委員会および遺伝委員会の両方に提出されなければならない。その理事会の日付は、現在の 5 年間の期間が終了する前でなければならない。

33.1.2.2 2021 年 11 月 16 日時点で既に実験記録に登録されている品種については、最初の 5 年間の期間は 2021 年 11 月 16 日からカウントされる。

33.1.2.3 REG 規則 33.2.1 に違反する、2021 年 11 月 16 日時点で実験記録に登録されている、または実験新種である品種については、2025 年春の TICA 理事会会合の少なくとも 90 日前までに、提案された延長の正当な理由を記載した実験的地位の延長申請書を、ルール委員会と遺伝委員会の両方に提出しなければならない。その会議で、TICA 理事会は、実験的ステータスを終了する期日を決定することができる。

REG ルール 33.3.2.1、33.3.3.7、33.9.2.6（品種部門投票）の改正

理由：理事会は、Spring 2024 Meeting の議事録に「品種部門の投票は、REG ルールではなく TICA 付則に定められた投票手続きに従うことが義務付けられている」と記載した。これは投票権を持つ者の資格に関するものである。将来的な曖昧さを避け為、関連する登録規則を改正する必要がある。

賛成意見 - REG ルール 33.9.2.6 と Bylaw 118.2 の矛盾を取り除く。

反対： - 新しい品種セクション会員は、品種セクション会員になってから最初の 6 ヶ月間は、いかなる投票にも投票できなくなる。

Amend Reg Rule 33.3.2.1:

Reg Rule 33.3.2.1 項を改正する：

33.3.2.1 譲渡新種に既存品種が「所有」する 1 つ以上の構造変異が含まれる場合 (33.9.4 参照)、ルール委員会および遺伝学委員会に申請書を提出した直後に、影響を受ける品種から同意を得るため、事務局に投票を要請しなければならない。投票は、影響を受ける品種/品種グループごとに 1 回のみ行うことができ、投票結果は最終的なものとする。投票の対象となるためには、各会員は付則 113.1 の要件を満たし、さらに、投票が行われる月の初日から遡って 6 ヶ月間、その品種/品種グループのセクションの会員でなければならない。登録制品種として認定されるには、賛成票が必要。世論調査の費用は、世論調査を要請する個人の経済的責任とする。

Reg Rule 33.9.2.6 項を改正（規程第 33.3.2.1 項、第 33.3.3.7 項および第 33.9.2.6 項を改正する）。

33.9.2.6 承認の印が押された申請書を受領した場合、事務局は、関連する品種部門の資格のある全会員に対して世論調査を行うものとする。世論調査の対象となるには、各会員は、付則 113.1 の要件を満たし、さらに、世論調査が発行される月の初日から遡って 6 ヶ月間、その品種/品種グループ・セクションの会員でなければならない。投票用紙は、発行日から 30 日以内に TICA 投票審査員に返送しなければならない。ブリード・グループの場合、チャンピオンシップ・ステータスに昇格するためには、各ブリード・グループで投票するブリード・セクション・メンバーの過半数が、新しい形質または形質を承認する投票をしなければならない。投票の結果は、申請書とともに会議の議題に含まれるものとする。

Proposal 13 - Amend Registration Rule 33.3.5 (Exp to RE)

REG ルール第 33.3.5 の改正 (Exp to RE)

理由 2021 Membership Ballot 投票後、33.3.1.3.1 が追加され、実験品種については、PNB に昇格した時点でのみ TICA の文書に猫種名を使用することが明記された。

33.3.1.3.1 との矛盾を避けるため、33.3.5 (実験品種から登録品種への昇格に関する規則の一部) を変更する必要がある。

賛成： - 賛成：この規則を規則 33.3.1.3.1 と整合させることにより、矛盾をなくす。

反対 - 特になし

Reg Rule 33.3.5 を改正する：

33.3.5 登録専用品種として理事会が正式に受理した場合、猫は血統登録台帳または財団登録台帳に登録される。(36.2、36.3、36.4、36.5、36.6 を参照のこと)。